

# 具体的な事例から学ぶ

～考えよう！自分のこととして～

発行：山口県教育委員会  
令和2年3月12日

## 教職員が不祥事を起こしたときの責任について

教職員が不祥事を起こした場合、地方公務員法上の責任、刑事上の責任及び民事上の責任が問われます。今回はその中で、特に地方公務員法上の責任（懲戒処分）とそれに伴い本人が受ける影響について説明します。

### 1 地方公務員法上の責任

#### (1) 根拠法〔地方公務員法〕

第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合

#### (2) 懲戒処分等の種類

地方公務員法に基づく「懲戒処分」	特別な指導（措置）
①免職（退職手当原則不支給） ②停職（6月以下、給与不支給） ③減給（6月以下、給料月額1/10以下相当額の減額） ④戒告	①文書訓告 ②嚴重注意 ③校長注意
※懲戒処分歴は、履歴書に記載します。	※懲戒処分には至らずとも、職員の行為を戒め、職務履行の改善向上を求める場合に実施します。

### 2 本人が受ける影響

#### (1) 懲戒処分の公表等

■懲戒処分を受けた場合、原則として、処分時期、被処分者の所属等（所属名、職位、氏名（免職の場合のみ）、年齢）、処分内容、処分理由が公表されます。

■警察に逮捕された場合、懲戒処分の有無にかかわらず、原則として警察から氏名等が公表されます。

#### (2) 教員免許状の失効

■禁錮以上の刑を受けた場合や、懲戒免職処分を受けた場合は、教員免許状が失効し、免許管理者に返納しなければなりません。

#### (3) 給与上の不利益

■懲戒処分及び措置（文書訓告）を受けた教職員は、勤務成績が良好でないと判定されることにより、勤勉手当の減額や昇給への影響が生じることがあります。

■懲戒免職となった場合には、原則として退職手当の全額が支給されません。

#### 【定年退職までの損失額（概算）】

例	処分内容	損失額（概算）
例1(令和2年4月現在) ◇ 小学校教諭 ◇ 43歳 ◇ 給料月額 373,400円 令和2年6月に懲戒処分等	懲戒処分 免職	1億4098万円
	懲戒処分 停職（6月）	395万円
	懲戒処分 減給（1/10、3月）	97万円
	懲戒処分 戒告	80万円
	措置 文書訓告	47万円
例2(令和2年4月現在) ◇ 高等学校教諭 ◇ 33歳 ◇ 給料月額 304,900円 令和2年6月に懲戒処分等	懲戒処分 免職	2億762万円
	懲戒処分 停職（6月）	474万円
	懲戒処分 減給（1/10、3月）	231万円
	懲戒処分 戒告	218万円
	措置 文書訓告	112万円

※ 処分等を受けずに、教諭として定年(60歳)まで勤務した場合と比較したものです。

※ 給料+教職調整額+教員特別手当+地域手当(0.15%)により算出したものです。  
(扶養手当等の諸手当は含みません。)

※ 免職の場合の損失額のみ、退職手当概算額を含みます。

(免職以外の場合でも、諸条件により退職手当に影響が出ることがあります。)